

第Ⅰ章 東海北陸厚生局の組織概要

1. 東海北陸厚生局の沿革

中央省庁等改革基本法により、平成13年1月6日に厚生省と労働省が統合して厚生労働省が発足しました。これに伴い、地方の機関（地方支分部局）についてもブロック単位で統合化することにより、国の行政組織の減量効率化を図ることとなり、地方医務局と地区麻薬取締官事務所を統合し、さらに、厚生労働省から一部事務を移管して、全国に7局1支局1支所の地方厚生（支）局が設置されました。

東海北陸厚生局は、東海北陸地区6県域（富山県、石川県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県）において、国民の皆様に最も身近な医療、健康、福祉、年金などの社会保障政策を実施する、厚生労働本省との連携を図りながら厚生行政の実効的な遂行に不可欠な地方支分部局として位置付けられた、地域における国の「政策実施機関」です。

【平成16年 4月～】

平成16年4月の国立病院・療養所の独立行政法人化に伴い、国立病院・療養所の運営・管理を所掌していた病院管理部が廃止（独立行政法人国立病院機構へ移行）され、また、厚生労働省からの移管事務の充実を図るため、健康福祉部の保健福祉課を廃止して、新たに健康課、福祉課、医事課を設置しました。

【平成20年10月～】

平成20年10月の社会保険庁の改革に伴い、これまで地方社会保険事務局に置かれていた地方社会保険医療協議会が地方厚生（支）局に置かれたほか、保険医療指導監査等の事務が移管されることに併せて、指導部門（管理課、医療指導課（現、医療課）、福祉指導課、指導監査課及び管内各県に事務所を設置）を設置しました。

また、養成施設指導体制の整備を図るため、健康課、福祉課を健康福祉課に統合するとともに、新たに指導養成課を設置しました。

【平成22年 1月～】

平成22年1月の社会保険庁の廃止により、地方社会保険事務局等から年金関係事務（行政事務とされたもの）の移管に伴って、新たに年金部門（年金指導課、年金調整課）及び社会保険審査官を設置しました。

【平成26年 4月～】

平成26年4月の組織改正により、指導養成課を健康福祉課に統合しました。

また、指導部門等における効率的・効果的な業務実施のために、調査課を新設しました。

【平成27年 4月～】

平成27年4月に被保険者等が厚生労働省に対して年金記録の訂正を求める制度が創設されたことに伴い、新たに地方年金記録訂正審議会が地方厚生（支）局に置かれたほか、年金審査課を新設しました。

【平成28年 4月～】

平成28年4月に地域包括ケアシステムの普及定着のため、地域包括ケア推進課を新設しました。

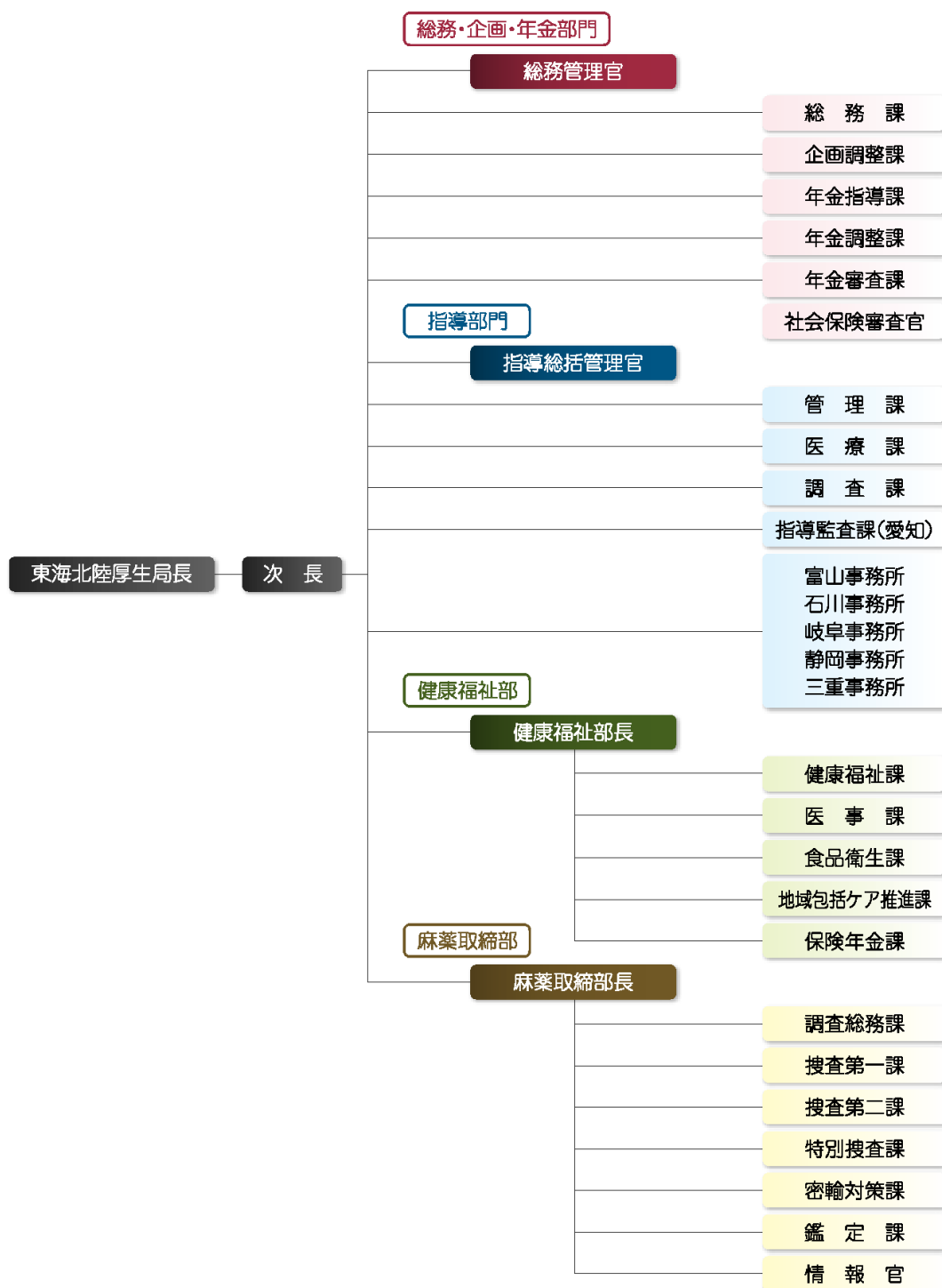
なお、社会福祉法人の指導等に関する事務・権限を地方公共団体へ移譲し、健康福祉課に業務を統合することにより、平成28年3月末に福祉指導課を廃止しました。

【令和4年 4月～】

令和4年4月に麻薬取締部の密輸対策官を廃止し、密輸対策課を新設しました。

2. 組織体制

(令和7年4月1日現在)



3. 東海北陸厚生局及び事務所の所在地・連絡先

総務課・企画調整課・健康福祉部

〒461-0011 名古屋市東区白壁 1-15-1 名古屋合同庁舎第3号館3階

部・課	電話	FAX
総務課	052-971-8831	052-971-8861
企画調整課	052-959-5860	052-959-5861
健康福祉部		
健康福祉課	052-959-2061	052-971-8841
医事課	052-971-8836	052-971-8876
食品衛生課	052-959-2836	052-959-2065
地域包括ケア推進課	052-959-2847	052-959-2848
保険年金課	052-959-2062	052-971-8865

年金指導課・年金調整課・年金審査課

〒460-0001 名古屋市中区三の丸 2-2-1 名古屋合同庁舎第1号館8階

部・課	電話	FAX
年金指導課	052-228-7168	052-228-7236
年金調整課	052-228-7169	052-228-7237
年金審査課	052-950-3790	052-950-3467

管理課・医療課・調査課・指導監査課

〒460-0001 名古屋市中区三の丸 2-2-1 名古屋合同庁舎第1号館6階

部・課	電話	FAX
管理課	052-228-6192	052-228-6237
医療課	052-228-6193	
調査課	052-228-6194	
指導監査課（愛知を管轄）	052-228-6179	

社会保険審査官

〒460-0001 名古屋市中区三の丸 2-2-1 名古屋合同庁舎第1号館6階

部・課	電話	FAX
社会保険審査官	0570-666-445	-

麻薬取締部

〒460-0001 名古屋市中区三の丸 2-5-1 名古屋合同庁舎第 2 号館 1 階

部	電話	FAX
麻薬取締部	052-951-6911	052-951-6876
麻薬・覚醒剤相談	052-961-7000	
許認可専用	052-951-0688	
薬物再乱用防止支援	052-951-6920	

事務所（富山・石川・岐阜・静岡・三重）

事務所	電話	FAX
富山事務所	076-439-6570	076-441-4041
	〒930-0085 富山市丸の内 1 丁目 5-13 富山丸の内合同庁舎 5 階	
石川事務所	076-210-5140	076-261-0848
	〒920-0024 金沢市西念 3 丁目 4-1 金沢駅西合同庁舎 7 階	
岐阜事務所	058-249-1822	058-247-0286
	〒500-8114 岐阜市金竜町 5-13 岐阜合同庁舎 4 階	
静岡事務所	054-355-2015	054-351-3115
	〒424-0825 静岡市清水区松原町 2-15 清水合同庁舎 3 階	
三重事務所	059-213-3533	059-228-3588
	〒514-0033 津市丸之内 26-8 津合同庁舎 4 階	

（愛知については指導監査課が管轄しています。）